

新潟県農林水産物のブランド化推進に関する条例（案） 概要

目的（第1条関係）

本県農林水産物の持続的発展、地域経済の活性化、誇りと愛着を持つことができる地域社会の実現

定義（第2条関係）

- ① ブランド化： 農林水産物の持つ有意な差異を生かし、当該農林水産物の価値を高め、消費者の信頼を確保し、及び共感を得ることを目指すこと
- ② ブランド品目： ブランド化の推進の対象となる農林水産物
- ③ 生産者： ブランド品目を生産する農林漁業者及びその組織する団体
- ④ 関係団体： 農業協同組合、漁業協同組合その他のブランド品目に関連する農林漁業団体
- ⑤ 事業者： ブランド品目に係る製造、加工、流通、販売その他の事業活動を行う者

基本理念（第3条関係）

- ① 市場の動向を踏まえた高品質かつ安全で安心なブランド品目の生産、流通、販売等により消費者の信頼を確保
- ② 本県固有の気候風土、伝統文化、技術その他の特性及び優位性を積極的に活用
- ③ 農林水産物の成長産業化及び地域経済の発展に寄与
- ④ 本県の魅力の向上に寄与

責務、役割等（第4条～第11条関係）

県	<ul style="list-style-type: none">・ ブランド化推進基本方針の策定・ 施策を総合的かつ計画的に実施・ 市町村の施策への支援、総合調整・ 財政上の措置	関係団体	<ul style="list-style-type: none">・ ブランド品目の生産振興及び県産農林水産物のブランド化推進・ 県・市町村の施策への協力
生産者	<ul style="list-style-type: none">・ 積極的かつ継続的にブランド品目を生産、品質向上・生産拡大・ 県・市町村の施策への協力	事業者	<ul style="list-style-type: none">・ ブランド品目の積極的な利用、消費の拡大及び付加価値の創出・ 県・市町村の施策への協力
県民	<ul style="list-style-type: none">・ ブランド化の推進について理解を深め、ブランド品目の消費の拡大、魅力に関する情報の発信等に協力		

基本的施策（第12条～第14条関係）

- ・ 県産農林水産物全体の付加価値を高める牽引役として、県推進ブランド品目を定め、商品開発、販路開拓及び魅力に関する情報発信その他必要な施策を戦略的に推進（県）
- ・ ブランド品目の生産に係る技術の向上及び継承（県、市町村、生産者、関係団体）
- ・ 県、市町村、生産者、関係団体、事業者、有識者等が意見を交換し、並びに相互に連携し、及び協力することができる体制を整備（県）
- ・ 生産者、関係団体及び事業者に対し、県産農林水産物のブランド化の推進について必要な助言、指導その他の支援（県）

公表と検討（第15条、附則関係）

- ・ 知事は、毎年度、県産農林水産物のブランド化の推進に関し講じた施策を取りまとめ、公表
- ・ 県は、条例の施行状況について検討し、必要があると認めるときは必要な措置を講ずる